

地方法人税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 内国法人の地方法人税に係る外国税額控除の控除限度額の計算等の細目を定めることとする。(第3条関係)
- 2 この政令は、平成31年4月1日から施行することとする。(附則関係)